



令和3年4月8日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>飲食等事業者への事業継続応援給付金の対象拡大</p>	<p>(担当)</p> <p>産業振興部商工振興課 知財戦略・商業係</p> <p>担当氏名 植松 正和</p> <p>電話 0544-22-1295</p> <p>内線 2475</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>対象事業者に卸売業と小売業を追加し、受付期間を延長します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動に特に大きな影響が出ている飲食業、観光業、宿泊業、タクシー業、運転代行業の事業者に対して事業継続応援給付金として、20万円の支給を開始しております。しかし、現在も引き続き厳しい経済状況が続き、飲食業に関連する業種への影響も深刻化してきていることから、その支援策として事業継続応援給付金の対象事業者に卸売業と小売業を追加します。</p> <p>(内容)</p> <p>1 対象事業者 飲食業、観光業、宿泊業、タクシー業、運転代行業 卸売業、小売業</p> <p>2 申請受付</p> <p>(1) 飲食業、観光業、宿泊業、タクシー業、運転代行業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送 令和3年3月4日(木)～<u>5月28日(金)</u> (<u>5月28日(金)</u>の消印有効) ・ 窓口(土・日・祝日は除く) 令和3年3月8日(月)～<u>5月28日(金)</u> 午前9時～午後4時30分 富士宮市役所地階010会議室 ※受付期間を1か月延長 <p>(2) 卸売業、小売業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送、窓口ともに <u>令和3年4月12日(月)</u>～5月28日(金) 	